

地方税法施行規則及び地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

1. 改正の内容

- 地方消費税の清算（及び市町村交付金の交付）に用いる人口については、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「規則」という。）上、国勢調査によって調査された人口を用いることとしており、最新の調査結果が告示される度、規則の改正を行っている。
- 平成22年10月1日に行われた平成22年国勢調査に係る人口が、平成23年10月中にすべて公表されることに伴い、規則を改正する必要がある。
- また、地方法人特別譲与税の譲与基準である人口についても、地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（平成20年総務省令第86号）において、地方消費税の清算と同様に、最近の国勢調査の結果による人口を用いることとされているため、当該規則を改正し、今後、平成22年国勢調査の人口とする。
- なお、平成22年国勢調査の調査日（22年10月）から公表日（23年10月）までの間に行われた県境変更（22年12月に東京都・神奈川県）に伴う人口変動についても考慮されるよう、所要の経過措置を置くこととする。

2. 施行期日

公布の日（11月1日までの公布を予定）

- ※ 当該改正規定については、地方消費税の11月期の清算から適用する必要がある。
- ※ 地方法人特別譲与税の譲与についても、11月期の譲与から適用する必要がある。